

令和6年度

償却資産申告の手引  
(固定資産税)

提出期限 令和6年1月31日(水)

提出期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので  
1月22日(月)頃までにご提出いただけますようお願い申し上げます。

- ※1 申告書を郵送で提出される方で、「控え」の返送を希望される場合は、  
切手を貼った返信用封筒を同封願います。
- ※2 マイナンバーを記載した個人分の「控え」の場合は簡易書留料金分の切手  
を貼った返信用封筒を同封願います。
- ※3 電子申告による受付を行っていますので、ご利用ください。

北海道虻田郡倶知安町

## 目 次

<b>I 償却資産のあらまし</b>		ページ
1	償却資産の範囲について	2～3
2	償却資産の主な種類について	3～4
3	業種ごとの主な償却資産	
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	
5	テナントが取り付けした家屋の附帯設備の課税について	
6	リース資産と納税義務者	4
7	取得価格における消費税の取り扱い	5
8	国税の取り扱いとの比較	
9	償却資産の評価と課税について	
10	課税標準の特例及び非課税とされる資産について	6
11	虚偽の申告及び不申告について	
12	減価率及び減価残存率等一覧表	
<b>II 償却資産の申告について</b>		
1	申告していただく方	7
2	提出する書類	
3	申告書の提出期限	
4	提出先	8
<b>III 償却資産 Q&amp;A</b>		8
申告書・種類別明細書の記入例		別 紙

## I 固定資産のあらまし

### 1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む） ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産 ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）

(2) 少額の減価償却資産の取り扱い

○＝申告必要 ×＝申告不要

	取得価格	国税の取り扱い	固定資産税（償却資産）の取り扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	×
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
	20万円以上	減価償却	○
		減価償却	○
法人の場合	10万円未満	損金算入	×
		3年間一括償却	×
		減価償却	○
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
	20万円以上	減価償却	○

○「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は、**申告対象**となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型フォークリフト・コンバイン）
- ② 無形減価償却資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的のみ使用しているものは申告対象となります）
- ⑥ 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）

## 2 償却資産の主な種類について

資産の種類	細目(例)		
第1種	建築物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設 等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※詳しくは【4. 建築設備の家屋と償却資産の区分について】を参照下さい。
		建物の所有者と異なる者（テナント）が施行した設備	店舗内造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機械及び装置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号「0」、「00」～「09」、「000～999」のもの）ブルドーザー、パワーショベル 等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬送設備	クレーン、コンベアー
		その他の設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備 等
第3種	船舶	モーターボート等	
第4種	航空機	ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの）フォークリフト、構内運搬車 等	
第6種	工具・器具及び備品	机、椅子、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用機器、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

## 3 業種ごとの主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食店・喫茶店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン）、各種キャビネット、その他
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサ一、その他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、その他
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金属加工業	旋盤、フライス盤、ボール盤、研磨機、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不動産貸付業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、その他
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、駐車場用機械設備、料金清算装置、その他
印刷業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

## 4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取り扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、テナントが取り付けした家屋の附帯設備は、テナントが申告をする必要があります。

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	親時計、子時計	配線
火災報知装置	屋外の装置（配線含む）	屋内装置（配線含む）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む）	
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配線含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー、FFストーブ	家屋と一体となっている設備
厨房・洗濯設備	百貨店、旅館、飲食店、病院等のサービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー	エレベーター、エスカレーター設備等
簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナントが取り付けした家屋の附帯設備の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けした家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備の（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 （ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
②	家屋所有者 （ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家屋所有者 （ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産	×（申告不要）	○（資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○（自己の資産として申告必要）	×（申告不要）

7 取得価額における消費税の取り扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取り扱い例によって以下のとおり算定します。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価額における消費税の取り扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

## 8 国税の取り扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取り扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（減価率は6ページの表を参照下さい）	定率法、定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・H19.4.1以後に取得された資産は「定率法」 ・H19.3.31以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません	認められます
特別償却、割増資産	認められません	認められません（租税特別措置法）
増加償却（注2）	認められます	認められません（所得税、法人税）
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備考価額（1円）まで
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その際、税務署長への届出書の写を償却資産申告書とともに提出してください。

増加資産とは、機械及び装置について通常の使用時間を超えて使用する場合に所轄税務署長に届出書を提出することにより、償却限度額を一時的に増加させることです。

## 9 償却資産の評価と課税について

### （1）納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

### （2）価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

なお、平成20年度税制改正において地方税法第414条「理論帳簿価額」の取扱廃止により、「評価額」の合計が決定価格になります。

### 評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※                    は、小数点第4位を四捨五入 ※減価率については6ページをご覧ください。

### ○次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額の最低限度として課税標準額を算出します。

### （3）課税標準

賦課期日（1月1日）現在における決定価格が、課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

### （4）免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

### （5）税率

税率は1.4/100です。

例えば、課税標準となるべき額が、1,567,890円の年税額を求めると

$$\frac{1,567,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 円未満切捨て}} \times \frac{1.4}{100} = \frac{21,900 \text{ 円}}{100 \text{ 円未満切捨て}} \quad (21,938 \text{ 円})$$

と計算し、年税額は21,900円となります。

## 10 課税標準の特例及び非課税とされる資産について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の 2、同法附則第 15 条の 3 に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

※なお、税制改正によって内容が変わる場合があります。

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産をお持ちの方は、該当資産の確認ができる書類等を提出してください。

## 11 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第 386 条及び俱知安町税条例第 75 条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることもありますのでご注意ください。

## 12 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

## II 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付など、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっています。

### 2 提出する書類

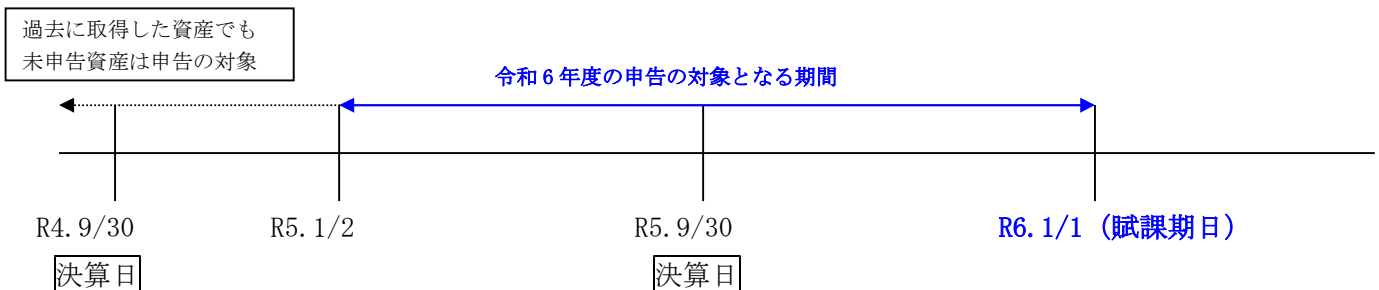
**初めて申告される方 … 全資産を申告してください。**

対象者	①前年中に、俱知安町内で事業を始められた方（又はそれ以前に始められていた方） ②今回、初めて償却資産申告書が送られた方
対象資産	令和6年1月1日現在、俱知安町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけ、また、次年度以降の資産増加予定 有・無にも○をつけて提出してください。

**前年度までに申告されている方 … 増減した資産について申告してください。**

対象者	前年度（令和5年度）までに申告されている方
対象資産	令和5年1月2日～令和6年1月1日までの増加及び減少資産 (ただし、令和5年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください)
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産用） ③償却資産申告書兼種類別明細書（減少資産用）
その他	①前年中に増加又は減少資産がなかった場合は、申告書備考欄の「2. 増減なし」に○をつけてください。 ②減少資産があった場合は「償却資産申告書兼種類別明細書」の該当箇所に見え消し線を引いて提出してください。 ③法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても漏れのないようにご注意ください

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



### 提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加資産用)	申告書兼種類別明細書 (減少資産用)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○ (全資産)		
	資産なし	○			申告書中の18備考欄の3に○有・無に○
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・減失・移動	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の18備考欄の2に○
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の18備考欄の4に○
	電算申告をしている方	○	○ (全資産)	○ (減少がある場合)	

### 3 申告書の提出期限

**令和6年1月31日（水）**

提出期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、お早めの提出にご協力願います。

## 4 提出先

〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地  
倶知安町役場 税務課資産税係 宛 TEL 0136-56-8004 (直通)

## Ⅲ 償却資産 Q & A

### 1 簿外資産

Q いわゆる簿外資産は、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 企業会計の原則の一つに、企業が所有する全ての資産が帳簿に完全に記録されるべきとなっていますが、簿記の正規の処理から漏れてしまった簿外資産が生じてしまうことがあります。しかし、この簿外資産であっても、事業の用に供することができるものについては、本来は減価償却を行うべき性格のものであるため、固定資産税の課税対象となります。

### 2 遊休資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」であることとありますが、この「できる」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることは勿論のこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれます。したがって、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。

また、工場を新設し完成したが、また稼働していない場合のような未稼働資産についても、同様に固定資産税の課税対象となります。

### 3 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価格の5%となります。

### 4 無形固定資産

Q 事務効率を上げるため、パソコン用のソフトウェアを購入しました。このソフトウェアは、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 所得税、法人税において、ソフトウェアについては、購入又は自己の開発に関わらず、無形固定資産として扱うこととなっておりますので、固定資産税においても課税対象とはなりません。

### 5 30万円未満の損金算入特例

Q 「中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により、30万円未満の減価償却資産を取得しその取得価額を全額損金算入した場合は、固定資産税の課税対象となりますか？

A 国税（所得税、法人税）での措置であり、固定資産税では認められず、課税対象となります。

### 6 福利厚生施設の設備・備品等

Q 当社は、食品の製造会社ですが、社員の福利厚生のために独身寮を建設しました。このような福利厚生施設の設備・備品などについても固定資産税の課税対象となりますか？

A 従業員の福利厚生のように供されている設備、備品等の資産についても、固定資産税の課税対象となります。

### 7 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 次の表に掲げる車両は、大型特殊自動車に該当するため償却資産の申告対象となります。

なお、大型特殊自動車は、陸運局への登録の有無に関わらず、全てが償却資産の申告対象です。

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用・建設用	シヨベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイパ、ダンプ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、タレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のものを有する自動車及び同大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/h を超えるもの	4.7m を超えるもの	1.7m を超えるもの	2.8m を超えるもの
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業自動車	35km/h 以上のもの			
その他	ホール・トレー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	(上記の各項目に1つでも該当すれば大型特殊自動車です)			

### 8 他市町村の申告書について

Q 他市町村で入手した申告書で、倶知安町役場へ申告ができますか？

A 償却資産の申告書は地方税法の規則で定められた全国统一の様式ですので他市町村の申告書でも申告できますが、なるべく本町の申告書をご使用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。